

感染状況を踏まえた診療・検査の対応

◆オミクロン株の感染状況を踏まえ、診療・検査体制を重点化 ⇒ 濃厚接触や症状の有無により対応を変更

	濃厚接触の可能性がある方	濃厚接触の可能性がない方
無症状	<p>原則検査を受けず、陽性者との最終接触日から 7日間自主的に待機(8日目解除) ただし、10日間は、毎日の体温測定など自ら健康観察を実施</p>	<p>感染不安のある方は、無料検査事業の対象 (まん延防止等重点措置期間が終了する2/20まで)</p>
有症状	<p style="text-align: center;">速やかに医療機関を受診</p> <p>○同居家族など: 医師の判断により <u>臨床症状のみで診断</u> (疑似症患者) ○上記以外の方: 医師の判断により <u>検査で診断</u> (確定患者) ※いずれも診断後の治療費は公費</p>	<p style="text-align: center;">速やかに医療機関を受診</p>

- 重症化リスクの高い施設(高齢者施設や障がい児者施設)は、引き続き保健所が調査・検査を実施
- 児童関連施設(保育園等)については、調査・検査について保健所に相談可(必要に応じて、保健所が検査を実施)

◆R4.1.24付け国通知「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」を踏まえ、以下のとおり対応

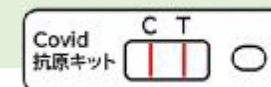
①受診者自らが実施した抗原定性検査キットで陽性となった場合の対応

⇒ 医師の判断により、再度の検査を行わず確定診断して差し支えない

○重症化リスクの低い方で有症状の場合、薬局等で購入した抗原定性検査キットがあれば、医療機関の受診前に自ら検査する

※重症化リスクの低い方とは、40歳未満で、基礎疾患や肥満等の危険因子が無く、ワクチン2回接種済みの方など

○陽性時は、その検査キットをスマートフォン等で撮影し、受診時に写真を医師に見せる



②電話診療・オンライン診療といった遠隔診療の積極的な活用

⇒ 既に対応済み

③同居家族などの陽性者の濃厚接触者が有症状である場合の対応変更

⇒ 医師の判断により、検査を行わず臨床症状のみで「疑似症患者」として診断可能